令和２年３月２４日

各学校施設開放利用団体　様

　　　　　　　　　　　　　　　スポーツ・国体推進部スポーツ課長　村田 真司

　　　　　　　　　　　　　　　教育委員会　社会教育・文化財課長　川尻 秀納

学校施設開放事業の条件付き再開について

日頃は、本市のスポーツ振興及び教育行政にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、３月２４日まで休止しておりました学校施設開放を、学校における部活動が３月２６日から再開されることに準じて再開することといたします。

なお、学校開放は再開いたしますが、市主催行事については引き続き開催を見合わせている状況ですので、開催の有無については各自ご判断いただいた上で、感染拡大を高める３つのリスク（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）が同時に重なることを防止するため、下記のことを利用上の条件といたします。これを遵守いただけない場合は利用をお断りすることがあります。利用者の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、４月５日（始業式前日）までの利用について利用日を変更される場合は、前回の通知同様に利用券の振替対応をさせていただきます。

記

１　再開日　　　令和２年３月２６日（木）

　　　　　　　　（運動施設・教室開放ともに）

　　　　　　　　※ ３月２５日（水）は関係者への周知、準備期間とします

２　利用に際しての条件

（１）発熱等の症状が見られるときは利用しない

（２）施設利用前後と施設器具等に触れた場合には、こまめに石鹸で手を洗う

（３）咳やくしゃみが出るときはマスク等で口、鼻を覆う

（４）利用者同士が至近距離（１～２ｍ）とならないよう配慮する

（５）屋内の利用にあたって、利用者はできる限り常時２方向の窓を開放して換気を行う。さらに**毎時５分間、必ず全ての扉や窓を開放して換気を行う**

（６）会議等で教室を利用するときは、上記に加え、できる限り少人数・短時間で行うこと

（７）活動を休止していた団体においては、準備運動を十分に行うとともに、オーバーワークに留意するなど健康管理に配慮すること

３　その他　　この取り扱いは、現時点における状況を基にしており、今後の感染拡大の状況等により取り扱いを変更することもありますので、あらかじめご承知おきください。

事務担当　スポーツ・国体推進部　スポーツ課

岡田　℡059-354-8429

教育委員会　社会教育・文化財課

　　　　　　　　伊藤　℡059-354-8238